

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始について（公告）

平成 30 年 4 月 10 日  
公立大学法人新潟県立大学  
理事長 若杉 隆平

次のとおりプロポーザル方式による技術提案書の提出を招請します。

### 1 業務概要

- (1) 業務名 新潟県立大学新 3 号館（仮称）建設工事基本設計業務
- (2) 業務内容 新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地で計画されている新潟県立大学新 3 号館（仮称）建設工事の設計業務。
- (3) 履行期間 平成 30 年 7 月～平成 30 年 12 月（予定）

### 2 技術提案書の提出者に要求される資格

提出者は、以下の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が新潟県暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団、暴力団員である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。（契約時に暴力団等の排除に関する誓約書の提出が必要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。）
- (3) 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成 7 年 1 月新潟県告示第 96 号）に基づく平成 30・31 年度入札参加資格者名簿（業務の種類は「一級建築設計業務」に限る。）に登載されている者であり、新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和 58 年新潟県告示第 3296 号）に基づく平成 30・31 年度入札参加資格者名簿に登載されていない者であること。
- (4) 新潟県から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (6) 新潟県内に主たる営業所を有していること。
- (7) 同一組織からの参加は 1 組に限る。
- (8) 事業を組合形式で実施する団体の、管理技術者及び建築意匠主任担当技術者として参加する場合は、その担当者が所属する事務所は別組織として参加することはできない。

### 3 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の資格
  - ・各専門分野の技術者資格
- (2) 配置予定技術者の技術力
  - ・同種及び類似業務の実績、教育関係建物の業務実績

### 4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の資格
  - ・各専門分野の技術者資格

- (2) 配置予定技術者の技術力
  - ・同種及び類似業務の実績、教育関係建物の業務実績、C P D取得単位
- (3) 当該業務への取組意欲
- (4) 業務の実施方針
  - ・業務の理解度、実施方針の妥当性
- (5) 課題についての提案
  - ・提案の的確性、独創性、実現性

## 5 手続等

### (1) 担当部局

新潟県立大学事務局企画課

住所 〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

T E L 025-368-8224

F A X 025-270-5173

電子メール kikaku@unii.ac.jp

### (2) 説明書の配布期間、場所及び方法

平成30年4月10日(火)から平成30年4月19日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

新潟県立大学事務局企画課

住所 〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

T E L 025-368-8224

9時から16時まで事務局1番窓口で交付する。

※説明書については新潟県立大学のホームページからダウンロードが可能。

(<http://www.unii.ac.jp/bidding/>)

### (3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

平成30年4月10日(火) 9時から平成30年4月20日(金) 16時まで  
(郵送の場合は当日必着。)

提出場所は(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

### (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成30年5月24日(木) (郵送の場合は当日必着。)

提出場所は(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

## 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(4) 本業務の契約締結は、本手続きにより最優秀提案者として特定された者を行う予定である。

また、その者との間で契約締結に至らなかった場合は、次点として特定された者と契約の締結を行うことがある。

(5) 本業務に直接関連する実施設計業務については、当該業務受託者と随意契約する予定としている。

(6) 詳細は説明書による。